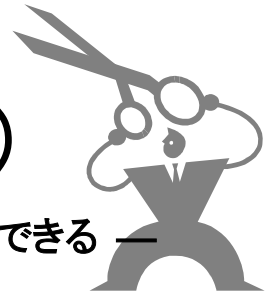


社会保険料負担がますます重くなる・・・

経営者も知って得する

社会保険料のしくみ(第2回)



— こうしたら重たい社会保険料負担を合法的に節減できる —

日時:2010年11月18日(木) 午前 13:30～午後 17:00 / 会場:高崎市総合福祉センター

講師:(有)川上労務センター [川上式賃金研究所] 所長 社労士・診断士 川上 金四郎氏

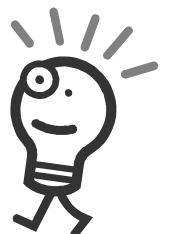
●セミナーのねらい <対象>経営者・総務・経理部門の責任者※ 税理士・社労士の方はご遠慮下さい。

本年3月健康保険料負担が大幅アップしました。厚生年金保険料もまだまだ負担が増えます。どこまで負担が増えるのでしょうか。今後の保険料負担を推計してみました。H16 年当時、約25.5%であった法定福利費負担(健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険料負担の合計)が H22年現在28.7%、そして、H29年には33%(会社・従業員負担合計)を超えるとの答えが出ました。金額ベースでもH16年6,586万が、H29年には8,575万円(会社負担分のみ)に。なんと2000万もこの14年で会社負担が増えるというのです。(年収500万円の社員が100人在籍する会社という想定)

これまで請求されるままに払ってきた社会保険料。何か合法的に節減する対策はないのでしょうか? 社会保険の仕組みを抑えつつ、合法的に社会保険料を節減するポイントを解説致します。

●カリキュラム

1. 今後ますます重くなる社会保険料負担
 - ①厚生年金保険料率アップの今後
 - ②予想される健康保険料負担増
 - ③労働保険料負担
 - ④民主党がすすめる労働・福利厚生施策の影響
 - ・最低賃金
 - ・割増賃金率の改定
 - ・時間外労働時間規制の強化
 - ・パートタイマーの適用拡大
2. 基本的な社会保険の仕組み
 - ・社会保険料の決定(等級、報酬の上限)
 - ・賞与の保険料の決定
 - ・標準報酬の改定時期
3. 社会保険料節減のヒント
 - ①社員・給与編
 - ・年収が同じでも社会保険料が増減する
 - ・給与の高い社員の方が節減効果は大
 - ②社員・賞与編
 - ・賞与支払の回数を考える(0回、1回、4回)
 - ③経営者編
 - ④適用の仕組み編
 - ・入社日、退職日を考慮する
 - ・昇給月を変える
4. 給与形態・賃金計算を見直す
 - ①実費弁償の手当は給与明細からはずす
 - ②割増賃金の計算
 - ③役員報酬の賃金内訳を見直す
 - ④定年退職・再雇用社員の給与を見直す
5. 所定労働時間・残業時間を見直す
 - ①行過ぎた時短を見直す
 - ②変形労働時間制を見直す
 - ③厳格に管理したい残業時間



● 講師紹介



講師: (有)川上労務センター 所長 社会保険労務士・中小企業診断士 **川上金四郎 氏**

社労士事務所創業 30 年。診断士暦 11 年。

得意分野は、※個別労働紛争を防ぐ就業規則等規程の作成 ※人事・賃金・評価制度の企画・立案

※管理者研修・経営研修等の人材育成

【セミナー・講演】「管理職入門セミナー」—管理職になって成長する人終わる人。「人事活性化セミナー」—社員のやる気を引き出し、人事を活性化させ、業績を上げる7つの具体策—。「個別労働紛争を解消する就業規則の見直し方」。特に、歴史上の人物を用いた研修が得意である。など多数。

● 日時 2010年11月18日(木) 13:30~17:00

● 会場 高崎市総合福祉センター第2会議室(高崎市末広町115-1、TEL027-370-8822)

● 定員 20名 (席数に限りがあります。)

※ 申込み先着順・指定席(受講番号のお席になります)

● お申込手続き

1. お申込方法

① 下記の「受講申込書」にご記入のうえ、当社宛にお送りください。折り返し「請求書」をお送りいたします。お振込確認後「受講票」をお送りいたします。「受講票」が届かない場合は、右記「照会先」までお問い合わせください。

② 当社ホームページ経由でもお申込みいただけます。

<http://www.syugyoukanri.jp>

③ 当社Eメールでもお申込みいただけます。

kawakami@syugyoukanri.jp

2. 受講料のお支払い方法

銀行振込みでお願い致します。なお、振り込み手数料は御社でご負担願います。

● 受講料(テキスト代を含む)

— 一般 8,000円 (消費税込)

— 会員顧問先 3,000円 (消費税込)

お申込・照会先及び会場

(有)川上労務センター[川上式賃金研究所]

〒370-0036 高崎市南大類町 1366-3

TEL:027-352-4393

FAX:027-352-4394

高崎市総合福祉センター会場地図



お申込みは、平成22年11月10日までに、このままFAXにてお知らせください。

FAX 027-352-4394

受講申込書	経営者も知って得する社会保険料のしくみ(第2回)		2010年 11/18(木)	
◆ 該当する番号を○で囲んでください	1. 会員顧問先	2. 一般	受講料	円(名様分)
会社名			TEL	— —
住所(〒)			FAX	— —
業種・業態・扱ひ品			従業員	名 資本金 百万円
	氏名	所属・役職名	Eメールアドレス	
派遣責任者				
セミナー受講者				
セミナー受講者				
セミナー受講者				